

議案第 5 号

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱の改正について

■改正内容

- (1) きんぎょタクシーの運行における予約受付時間の見直しについて
- (2) きんぎょタクシー「免許返納者無料乗車券」の発行について（案）

■改正要綱 長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱

■改正箇所 新旧対照表のとおり

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域内における公共交通の利便性向上を図るため、長洲町予約型乗合タクシー（以下「乗合タクシー」という。）の運行事業実施に関し必要な事項を定め、もって町民にとって暮らしやすいまちづくりの推進に資することを目的とする。

（愛称）

第 2 条 乗合タクシーの愛称は、「きんぎょタクシー」とする。

（運行範囲）

第 3 条 乗合タクシーの運行範囲は、本町の区域内及び荒尾市の特定施設（荒尾シティモール、荒尾市民病院、荒尾警察署周辺、荒尾支援学校）とする。

（運行時間等）

第 4 条 乗合タクシーの運行時間は、別表 1 のとおりとする。ただし、長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるときは、運行時間を変更することができる。

（運休日）

第 5 条 乗合タクシーの運休日は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に運休日とすることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（運行車両）

第 6 条 運行車両は、10 人乗りのジャンボタクシー 2 台とする。

（利用手続等）

第 7 条 乗合タクシーを利用しようとする者は、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第 1 号）を会長に提出し、利用登録をしなければならない。

2 会長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認める場合には、登録を行うとともに利用者登録カード（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 利用者は、第 1 項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書（様式第 1 号）を会長に提出しなければならない。

4 利用者は、乗車日の2日前（運休日を除く。）から別表2に定める予約受付締切時間までに、希望する運行便及び乗降場所を予約センターへ電話により申込まなければならない。

5 前項の予約センターの受付時間は、午前8時から午後4時30分までとする。

（料金の負担）

第8条 利用者は、乗車1回に当たり、別表3に定める料金を負担しなければならない。

（乗車券の発行）

第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。

(1) 回数券

(2) 定期券

(3) 免許返納者無料乗車券

2 前項第3号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する65歳以上の者であって、自動車運転免許を自主返納した日から半年間を有効期限とする。

3 第1項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表4に定めるとおりとする。

（広報活動）

第10条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、町広報誌、ホームページその他の有効かつ効率的な方法により、広報活動に努めなければならない。

（事業の委託）

第11条 会長は、事業の実施にあたり、当該事業の一部を適切に運営することが認められる事業者に委託することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の規定に基づく利用者登録その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表 1 (第 4 条関係)

運行 (出発) 時間
8 時
9 時
10 時
11 時
13 時
14 時
15 時
16 時

別表 2 (第 7 条関係)

運行便	予約受付締切時間
8 時	乗車日前日 (運休日を除く。) の午後 4 時 30 分まで
9 時	乗車日当日の午前 8 時 30 分まで
10 時	乗車日当日の午前 9 時 30 分まで
11 時	乗車日当日の午前 10 時 30 分まで
13 時	乗車日当日の午後 12 時 30 分まで
14 時	乗車日当日の午後 1 時 30 分まで
15 時	乗車日当日の午後 2 時 30 分まで
16 時	乗車日当日の午後 3 時 30 分まで

別表 3 (第 8 条関係)

運行区域	料 金
長洲町内	200 円
長洲町内—荒尾市特定施設	400 円

備考 小学生については半額とし、小学生未満については無料とする。

別表 4 (第 9 条関係)

内 容	料 金
回数券 (200 円×11 枚綴り)	2,000 円
定期券 (3 月間有効)	13,000 円
免許返納者無料乗車券 (6 月間有効)	無料

備考 免許返納者無料乗車券については、1 回限りの発行とする。

様式第1号 (第7条関係)

長洲町予約型乗合タクシー利用登録申込書

新 規 ・ 変 更				
住所又は 勤務先住所				行政区名
世帯主名			自 宅 電話番号	() -
続柄	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	連 絡 先 (携帯電話等)
		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	() -
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
		男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	() -
【備考】				

様式第2号 (第7条関係)

利用者登録カード

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇タクシー 利用登録カード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> <p>◆予約センター</p> <p>TEL : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</p> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: right;"> <p>長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会 印</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(表)</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">利用者登録カード</p> <p>氏 名 : _____</p> <p>住 所 : _____</p> <p>電話番号 : _____</p> <p>生年月日 : _____ 年 月 日</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p>
---	--

長洲町予約型乗合タクシー運行事業実施要綱 新旧対照表（下線部分は改正部分）

旧	新																																		
<p>本則 (利用手続等) 第7条</p> <p>5 前項の予約センターの受付時間は、<u>午前8時30分</u>から午後4時30分までとする。</p>	<p>本則 (利用手続等) 第7条</p> <p>5 前項の予約センターの受付時間は、<u>午前8時</u>から午後4時30分までとする。</p>																																		
<p>別表2 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行便</th> <th>予約受付締切時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時</td> <td><u>乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで</u></td> </tr> <tr> <td>9時</td> <td><u>乗車日当日の午前9時30分まで</u></td> </tr> <tr> <td>10時</td> <td>乗車日当日の午前10時30分まで</td> </tr> <tr> <td>11時</td> <td>乗車日当日の午後12時30分まで</td> </tr> <tr> <td>13時</td> <td>乗車日当日の午後1時30分まで</td> </tr> <tr> <td>14時</td> <td>乗車日当日の午後2時30分まで</td> </tr> <tr> <td>15時</td> <td>乗車日当日の午後3時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	運行便	予約受付締切時間	8時	<u>乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで</u>	9時	<u>乗車日当日の午前9時30分まで</u>	10時	乗車日当日の午前10時30分まで	11時	乗車日当日の午後12時30分まで	13時	乗車日当日の午後1時30分まで	14時	乗車日当日の午後2時30分まで	15時	乗車日当日の午後3時30分まで	<p>別表2 (第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行便</th> <th>予約受付締切時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時</td> <td>乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>9時</td> <td><u>乗車日当日の午前8時30分まで</u></td> </tr> <tr> <td>10時</td> <td>乗車日当日の午前9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>11時</td> <td>乗車日当日の午前10時30分まで</td> </tr> <tr> <td>13時</td> <td>乗車日当日の午後12時30分まで</td> </tr> <tr> <td>14時</td> <td>乗車日当日の午後1時30分まで</td> </tr> <tr> <td>15時</td> <td>乗車日当日の午後2時30分まで</td> </tr> <tr> <td>16時</td> <td>乗車日当日の午後3時30分まで</td> </tr> </tbody> </table>	運行便	予約受付締切時間	8時	乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで	9時	<u>乗車日当日の午前8時30分まで</u>	10時	乗車日当日の午前9時30分まで	11時	乗車日当日の午前10時30分まで	13時	乗車日当日の午後12時30分まで	14時	乗車日当日の午後1時30分まで	15時	乗車日当日の午後2時30分まで	16時	乗車日当日の午後3時30分まで
運行便	予約受付締切時間																																		
8時	<u>乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで</u>																																		
9時	<u>乗車日当日の午前9時30分まで</u>																																		
10時	乗車日当日の午前10時30分まで																																		
11時	乗車日当日の午後12時30分まで																																		
13時	乗車日当日の午後1時30分まで																																		
14時	乗車日当日の午後2時30分まで																																		
15時	乗車日当日の午後3時30分まで																																		
運行便	予約受付締切時間																																		
8時	乗車日前日 (運休日を除く。)の午後4時30分まで																																		
9時	<u>乗車日当日の午前8時30分まで</u>																																		
10時	乗車日当日の午前9時30分まで																																		
11時	乗車日当日の午前10時30分まで																																		
13時	乗車日当日の午後12時30分まで																																		
14時	乗車日当日の午後1時30分まで																																		
15時	乗車日当日の午後2時30分まで																																		
16時	乗車日当日の午後3時30分まで																																		

(乗車券の発行)

第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。

- (1) 回数券
- (2) 定期券

2 利用者は、前条の料金の代えて当該料金に相当する乗車券により負担することができる。

3 第1項の乗車券の料金は、別表4に定めるとおりとする。

別表4 (第9条関係)

内容	料金
回数券 (200円×11枚綴り)	2,000円
定期券 (3月間有効)	13,000円

(乗車券の発行)

第9条 会長は、乗合タクシー運行事業の実施にあたり、次の乗車券を発行することができる。

- (1) 回数券
- (2) 定期券
- (3) 免許返納者無料乗車券

2 前項第3号の乗車券については、発行の申請をした町内に住所を有する65歳以上の者であつて、自動車運転免許を自主返納した日から半年間を有効期限とする。

3 第1項の乗車券の料金は、前条の規定にかかわらず別表4に定めるとおりとする。

別表4 (第9条関係)

内容	料金
回数券 (200円×11枚綴り)	2,000円
定期券 (3月間有効)	13,000円
<u>免許返納者無料乗車券 (6月間有効)</u>	<u>無料</u>

備考 免許返納者無料乗車券については、1回限りの発行とする。

きんぎょタクシーの運行における予約受付時間の見直しについて

1、見直し内容

きんぎょタクシーの運行における予約受付時間の変更

(1) 予約受付締切

【平成 26 年 9 月まで】 9 時便 → 前日の午後 4 時 30 分まで

【平成 26 年 10 月から】 9 時便 → 当日の午前 8 時 30 分まで

(2) 受付時間

【平成 26 年 9 月まで】 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

【平成 26 年 10 月から】 午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分

2、見直し時期 平成 26 年 10 月 1 日～

きんぎょタクシー 受付時間の見直しによる予約状況の変化について

予約が集中する運行時間帯の利用緩和及び全体的な利用者の増加を目的に、平成26年10月から予約受付時間の見直しを実施しました。見直しによる予約状況の変化は以下のとおりです。

《見直し前》 平成26年9月

路線	時刻									合計 (人)
	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
平均利用者数(人)	9.0	3.2	11.5	8.4	/	8.7	6.1	12.4	5.1	64.4

《見直し後》 平成26年10月

路線	時刻									合計 (人)
	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
平均利用者数(人)	8.0	6.4	10.0	9.0	/	8.5	5.9	12.7	5.2	65.7

平成26年11月

路線	時刻									合計 (人)
	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
平均利用者数(人)	6.3	6.7	10.1	8.8	/	9.8	7.7	10.6	7.1	67.1

平成26年12月

路線	時刻									合計 (人)
	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
平均利用者数(人)	7.7	5.5	9.8	10.4	/	11.5	8.9	10.3	8.1	72.2

平成27年1月

路線	時刻									合計 (人)
	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
平均利用者数(人)	5.5	5.1	8.6	7.6	/	9.1	6.6	10.4	6.9	59.8

きんぎょタクシー「免許返納者無料乗車券」の発行について(案)

1、主旨・目的

危険を伴う可能性の高い高齢者の自動車運転について、運転免許証の自主返納を促し、安心した生活を送ること、またきんぎょタクシーの利用促進を目的に、きんぎょタクシーの乗車に対する無料乗車券（免許返納者無料乗車券）を発行する。

2、対象者

町内に住所を有する、運転免許証を自主返納した 65 歳以上の高齢者

3、発行する無料乗車券の期間

運転免許証を自主返納した日から 6 ヶ月間
※ただし、発行は 1 人につき 1 回限りとする。

4、制度開始 平成 27 年 4 月 1 日～

5、申請方法 【別添：申請書（案）及び免許返納者無料乗車券（案）参照】

- (1) 対象者が、警察署において運転免許証を返納する。
その際、「免許返納者無料乗車券」の発行の希望があった場合は、申請書に必要事項を記入し、手続きを行う。
《申請における添付書類》「申請による運転免許の取消通知書」
- (2) 警察署から申請の連絡を受け、長洲町役場まちづくり課で「免許返納者無料乗車券」を発行し、本人へ送付する。
- (3) 利用については、通常と同様の予約及び利用方法とする。

6、周知方法

広報ながす 4 月号及びホームページ、車内、窓口（役場・警察署・交通安全協会）にて周知する。


申請書（案）

予約型乗合タクシー（きんぎょタクシー）
免許返納者無料乗車券 交付申請書

運転免許証の返納にあたり、「免許返納者無料乗車券」の交付について下記のとおり申請します。

申請者			
氏名		性別	男 女
住所	〒		
生年月日	明治 平成 昭和	年	月 日
電話番号	()	-	
免許証返納日	平成	年	月 日
	添付書類：「申請による運転免許の取消通知書」		
乗車券有効期限	平成	年	月 日～平成 年 月 日

免許返納者無料乗車券（案）

<p>長洲町 きんぎょタクシー</p> <p> 免許返納者無料乗車券</p> <p>2015年4月1日～2015年9月30日まで有効</p> <p>長洲 らん 様</p> <p>長洲・荒尾地域公共交通活性化協議会</p>	<p>運行便と予約締め切り時間</p> <table border="1"> <tr> <td>8時台</td> <td>前日（運休日を除く） 16時30分まで</td> <td>13時台</td> <td>12時30分まで</td> </tr> <tr> <td>9時台</td> <td>8時30分まで</td> <td>14時台</td> <td>13時30分まで</td> </tr> <tr> <td>10時台</td> <td>9時30分まで</td> <td>15時台</td> <td>14時30分まで</td> </tr> <tr> <td>11時台</td> <td>10時30分まで</td> <td>16時台</td> <td>15時30分まで</td> </tr> </table> <p>・予約ができるのはご利用希望日の2日前から。 朝8時便が前日の夕方4時30分まで。それ以外の便は出発の30分前までの受付けです。 ・目的地向の到着時間に余裕のある便のご予約をお願いいたします。</p> <p>予約センター 0968-78-6000</p>	8時台	前日（運休日を除く） 16時30分まで	13時台	12時30分まで	9時台	8時30分まで	14時台	13時30分まで	10時台	9時30分まで	15時台	14時30分まで	11時台	10時30分まで	16時台	15時30分まで
8時台	前日（運休日を除く） 16時30分まで	13時台	12時30分まで														
9時台	8時30分まで	14時台	13時30分まで														
10時台	9時30分まで	15時台	14時30分まで														
11時台	10時30分まで	16時台	15時30分まで														

長洲・荒尾
地域公共交通
活性化協議会
議長之印